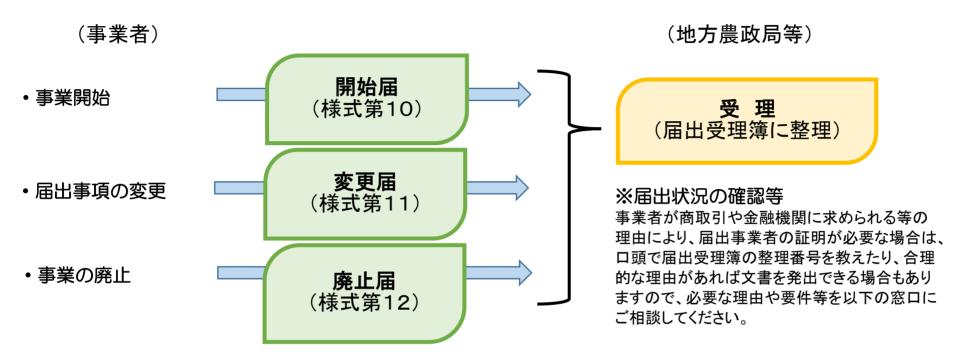
## 



※様式は、東北農政局ホームページ http://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/kome\_jigyosha/index.html に掲載しています。 届出は、FAXでも郵送でも可能です。

保健所に

## 営業の届出

を提出しましょう!

令和3年6月1日以降は、管轄の保健所に「営業の届出」をする必要があります。 (食品衛生申請システムでも申請可能です)

- ・<u>既に営業中の事業者は、令和3年11月30日までに届出</u>を行う必要があり、令和3年 6月1日以降に営業を開始する場合には、開始日までに届出する必要があります。
- ・お米の取り扱い規模にかかわらず届出が必要です。
- ・「食品衛生責任者」の届出も必要となります。

問い合わせ先:以下の窓口に電話等でお問い合わせください。

東北農政局 生産部 生産振興課 流通改善グループ

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号(仙台合同庁舎6階)

電話:022-263-1111(内線4427、4056) FAX:022-217-4180